

# 雨水貯留施設設置費補助 を実施しています

成田市では、雨水の流出抑制（防災等）・水質汚濁の防止・健全な水循環の保全（節水等）のため、雨水貯留施設を設置した市民に、予算の範囲内において補助を実施しています。

## 期間

令和5年4月1日～令和6年3月15日

※期間内に【申請、設備の購入・設置、実績報告】を完了していただく必要があります。

**購入前**の申請が必要です

## 対象者（次のいずれにも当てはまる方）

- ・自らが居住する成田市内の住宅に雨水貯留施設を設置しようとする方
- ・市税を滞納していない方
- ・上記住宅の所在地に住民登録している方
- ・住宅を自分が所有していない場合（マンション、賃貸、他の家族名義など）は、所有者の設置の承諾を受けていること
- ・浄化槽転用型については、成田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付決定を受けていない方

## 対象施設

### ①小規模雨水貯留施設（ex.雨水タンク）

- ・雨水を貯留し、散水等の利用に供することを目的として製作され、雨どいから雨水を集水する構造を有した施設で、雨水貯留容量が100リットル以上のもの。

### ②浄化槽転用型雨水貯留施設

- ・公共下水道への接続や浄化槽の転換により不要となる浄化槽を転用し、住宅等の敷地内に降った雨水を貯留する施設。

※成田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金を利用して単独処理浄化槽を雨水貯留施設へ転用する場合を除く

## 補助金額

### ① 小規模雨水貯留施設：購入・設置費用の2分の1【上限額3万円】

（費用に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

### ② 浄化槽転用型雨水貯留施設：購入・設置費用（税・槽内清掃費を除く）の2分の1

【上限額10万円】（費用に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

## ～申請の流れと必要書類～

### ① 申請（購入前にご申請ください）

申請書（第1号様式）

購入予定の設備のパンフレットなど

雨水貯留施設の設置に係る経費の内訳が記載された見積書の写し

- ・雨水貯留施設の型番、製造者（メーカー）、容量などの記載があるもの。
- ・他のものと合算の場合は内訳が必要になります。

建築物（雨水貯留施設）の位置図

排水系統を含んだ建築物の配置図に雨水貯留施設の設置箇所を示した図面

住民票の写し

- ・担当職員が公簿等により確認することに申請書内で同意される場合、提出が不要となります。（申請書内に同意の署名欄があります。）

市税の納税状況を確認できる書類

- ・担当職員が公簿等により確認することに申請書内で同意される場合、提出が不要となります。（申請書内に同意の署名欄があります。）
- ・過去にさかのぼって確認できる全ての期間で、市に納める全ての税目が対象です。

住宅を自分が所有していない場合は、その住宅の所有者の設置の承諾を受けている書類

- ・決まった書式はありませんが、申請する方の雨水貯留施設の設置を住宅の所有者が承諾している文言が明記されている書面です。

その他、別の書類が必要になることがあります

- ・（例）共有名義の場合、共有者から申請に関する承諾を受けている書類が必要となります。



### ② 交付・却下の決定

書類審査のうえ、申請された方に交付決定通知書、または却下通知書をお送りします。



### ③ 設備の購入・設置

交付決定通知書が届きましたら、設備をご購入し、設置してください。



#### ④実績の報告（設置完了後にご報告ください）

##### □報告書（第5号様式）

##### □工事写真（カラー）

- ・【設置前】と【設置後】の状態がそれぞれわかるもの。
- ・雨どいに接続していることがわかるもの。
- ・設置設備全体を写したもの。
- ・浄化槽転用型は、ポンプ、散水用栓等を写したもの。

##### □排水系統を含んだ完成図面（浄化槽転用型のみ）

##### □領収書の写し

- ・雨水貯留施設の領収書であることが明確なもの。
- ・購入した雨水貯留施設の金額の記載のあるもの。（他のものと合算の場合などは内訳が必要になります。）
- ・その他、申請時の見積書等と内容が合致している必要があります。



#### ⑤確定の通知

報告書一式を審査のうえ、補助金額の確定通知書（第6号様式）をお送りします。



#### ⑥請求書の提出

確定通知書（第6号様式）が届いた方は、同封の請求書（第7号様式）に必要事項をご記入のうえ提出してください。



#### ⑦補助金の交付

請求書（第7号様式）に基づき、ご指定の口座にお振込みします。



#### ⑧アンケートにご協力ください

補助金の交付を受けた翌年度末頃に、雨水貯留施設の使用に関してアンケートを送付いたしますので、ご協力ください。

#### 【お問い合わせ先・申請先】

千葉県成田市花崎町 760 番地 成田市役所環境計画課

TEL 20-1533 Eメール kankei@city.narita.chiba.jp

HP：[https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page110300\\_00001.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page110300_00001.html)